資料１

令和8年度　第２回
高浜市水道事業及び下水道事業審議会

# 水道料金改定の必要性と改定率について

令和8年10月1日（木）
高浜市都市政策部上下水道グループ

# 目　次


1 第1回審議会の振り返り

2 高浜市水道事業の現状

3 将来の事業運営見通し

4 料金改定率の検討

5 今後のスケジュールについて

# 1 第1回審議会の振り返り

# 高浜市水道事業の特徴



高浜市は“**受水費（買う水の価格）**”の影響が大きい事業構造

- 自己水源なし
  →高浜市の給水はすべて県水利用（高浜市の構造的特徴）
- 営業費用に占める受水費の割合は令和7年度で45.4%
  → コストの大きな部分が“**受水費**”で決まる

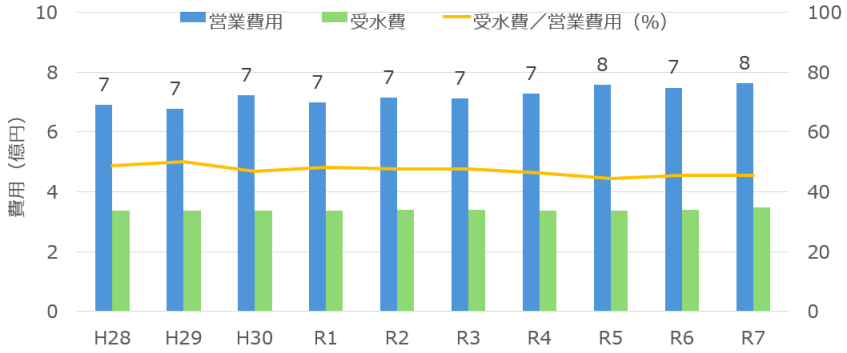


営業費用に占める受水費の割合





受水費の値上げ

- 愛知県営事業では受水団体へ卸売りする水道料金を令和6年10月及び令和8年4月の2段階で改定（値上げ）
- 高浜市では令和8年4月改定後は、年間約3,000万円ほどの費用増となる見込み

県水受水費の値上げ経緯

| 区分 | 単位 | R6.9.30まで | R6.10.1から | R8.4.1から |
|---|---|---|---|---|
| 使用料金 | 円/m³ | 26 | 28 | 32 |

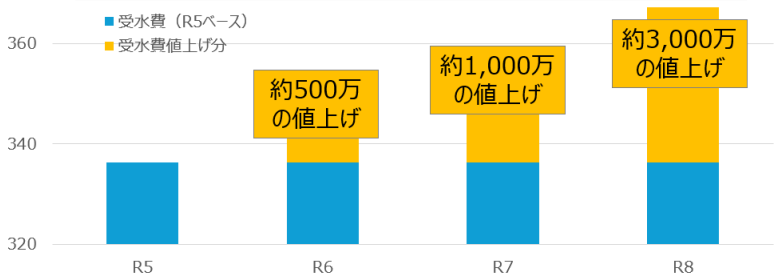


R5の受水量で今後も推移すると仮定し試算

出典：愛知県HP 県営水道の料金についてより



- 高浜市水道事業は、自己水源がなく、受水費の影響を大きく受ける。
- その受水費は、値上がり傾向にある。

# 高浜市水道事業の特徴



法定耐用年数を経過した管路が15.6%
老朽化局面に入った状況

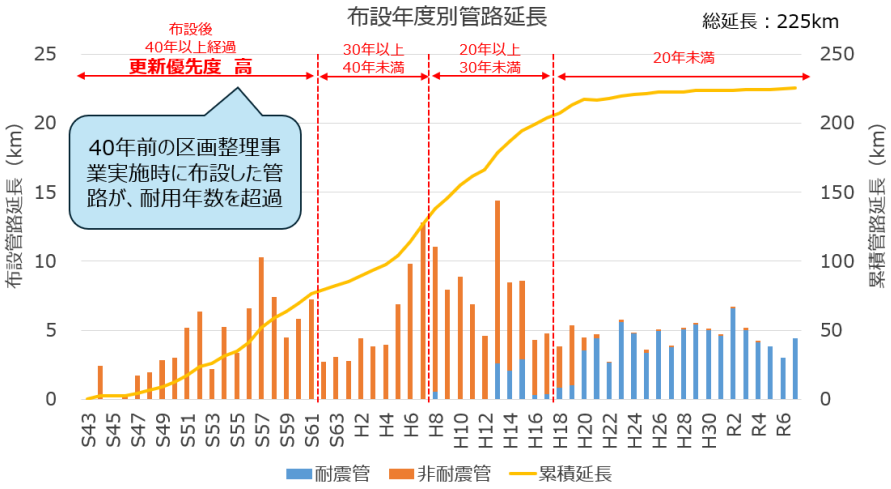


- 今後も耐用年数を超える管路が増加していく見込み



1. 高浜市水道事業の概要

管路の更新には財源が必要
しかし、収入の伸びしろは限定的

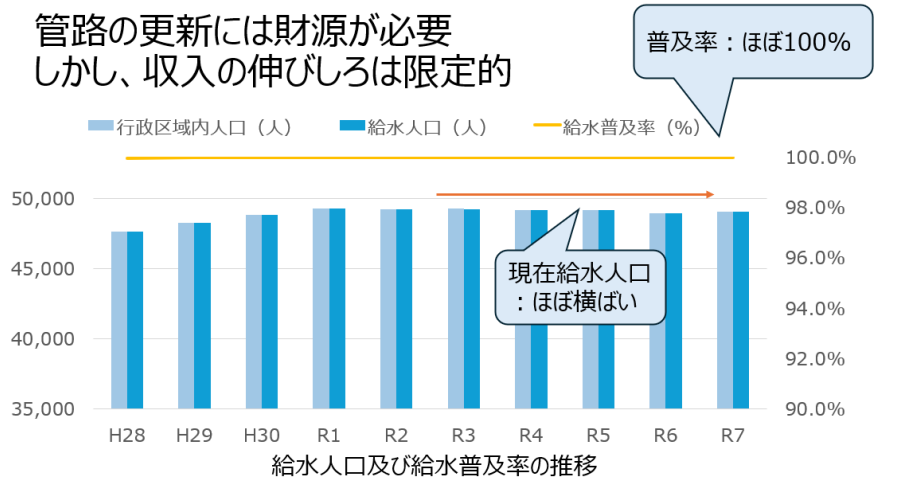


料金収入＝単価×有収水量
→普及率ほぼ100% → 件数増による水量増が限定的
→人口横ばい → 有収水量が伸びにくい

収入の伸びしろが限定的

出典：高浜市水道事業 経営戦略 2024~2033年度および決算書



- 更新を必要とする管路が、今後増加の見込み。
- しかし、収入の伸びしろは限定的。

# 高浜市水道事業の特徴

### 3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の収益的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）

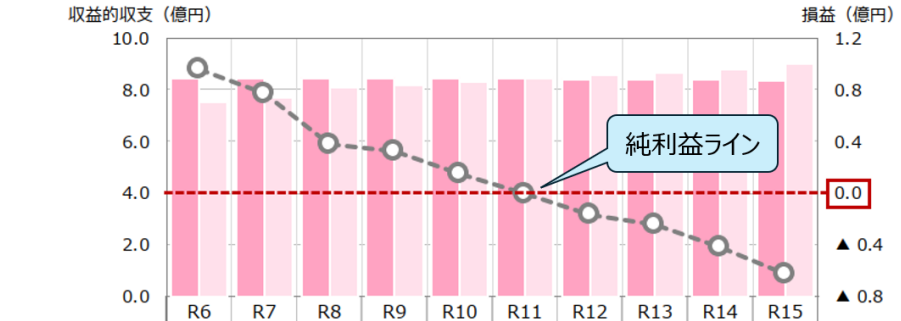


| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総収入 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.4 | 8.4 | 8.4 | 8.4 | 8.4 | 8.3 |
| （うち料金収入） | (7.6) | (7.6) | (7.6) | (7.6) | (7.6) | (7.6) | (7.5) | (7.5) | (7.5) | (7.5) |
| 総費用 | 7.5 | 7.7 | 8.1 | 8.2 | 8.3 | 8.4 | 8.6 | 8.7 | 8.8 | 9.0 |
| 損益 | 1.0 | 0.8 | 0.4 | 0.3 | 0.1 | 0.0 | -0.2 | -0.2 | -0.4 | -0.6 |

当期純損益の見通し

- 令和11年以降は損失が発生する見込み

出典：高浜市水道事業 経営戦略 2024~2033年度

28

### 3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の資本的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）

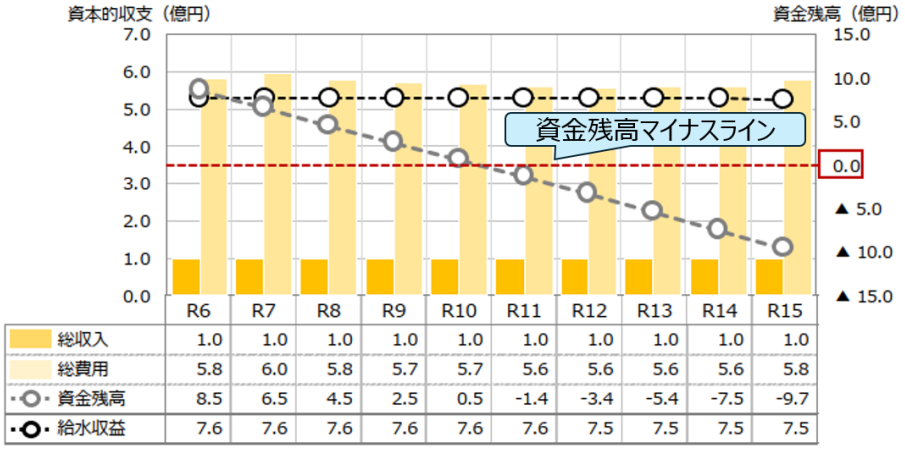


| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総収入 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 総費用 | 5.8 | 6.0 | 5.8 | 5.7 | 5.7 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.8 |
| 資金残高 | 8.5 | 6.5 | 4.5 | 2.5 | 0.5 | -1.4 | -3.4 | -5.4 | -7.5 | -9.7 |
| 給水収益 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 |

資本的収支と資金残高の見通し

- 令和11年以降は資金残高マイナスになる見込み

出典：高浜市作成 財源試算表

29

- R6経営戦略改定時点で、収益的収支は令和11年以降に損失となる見込み、資本的収支は令和11年以降に資金残高マイナスとなる見込み。

# 2 高浜市水道事業の現状

## これまでの経営改善の取組

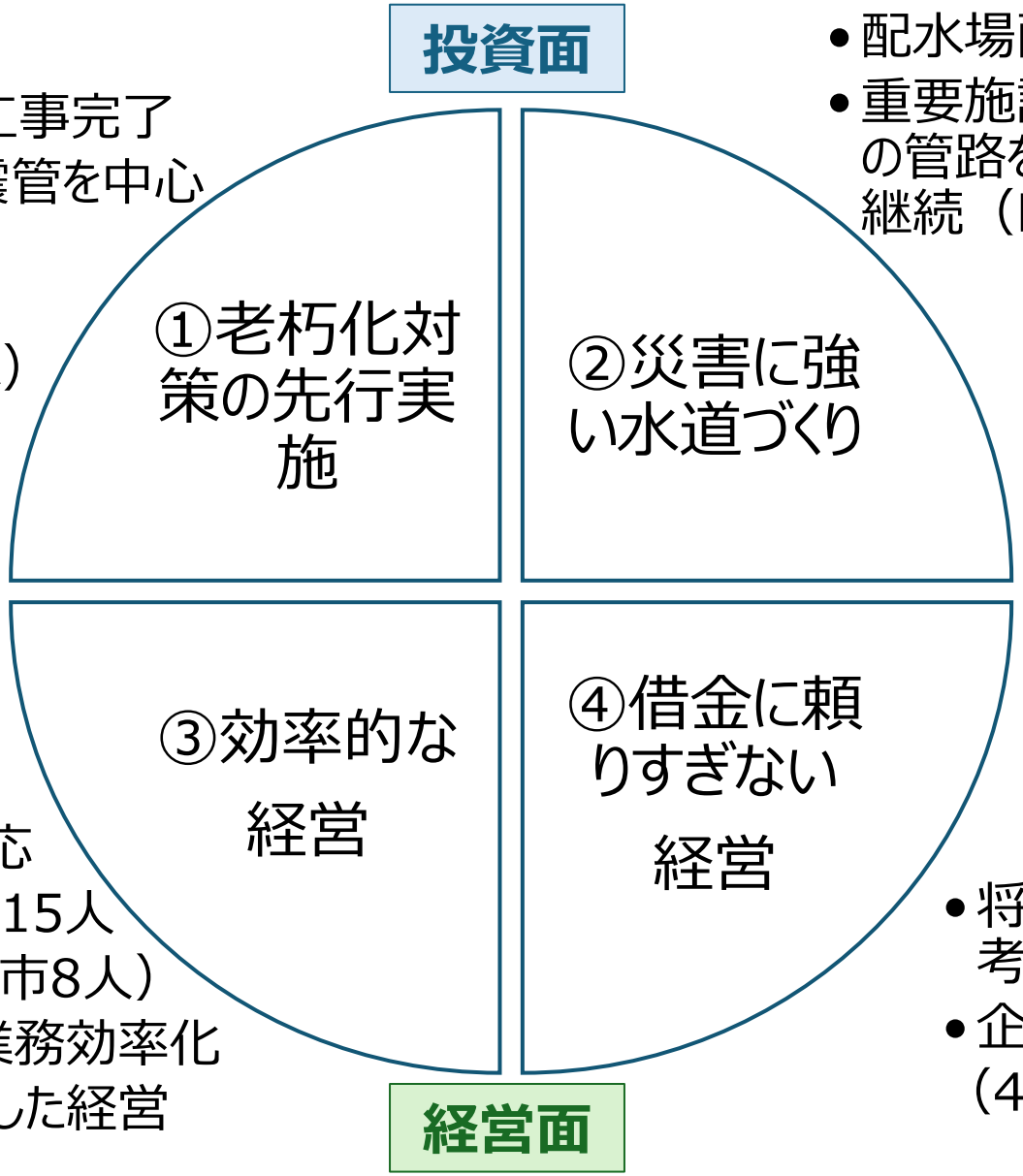


- 配水場の耐震工事完了
- 老朽管、非耐震管を中心に更新を継続
- 管路経年化率（15.6%　R7末）

- 配水場耐震化率100%
- 重要施設（47施設）への管路を中心に耐震化を継続（R7　26施設済）

- 少数職員での対応（類似団体平均15人→高浜市8人）
- 民間を活用した業務効率化
- 施設効率を意識した経営

- 将来世代への負担を考慮した更新投資
- 企業債残高（4.4億円　R7末）

# 投資面_①老朽化対策の先行実施

全国では毎年水道管等の老朽化を原因とする漏水事故が発生している。

- 千葉県松戸市　令和6年7月29日発生
- 水道管の経年劣化による破損により約160戸が断水

出典：第2回 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会　資料2-1（国土交通省HP）

出典：第６回 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会　資料2（国土交通省HP）

- 京都市下京区　令和7年4月30日発生
- 断水はないものの、想定最大濁水件数：約6,500件
- 道路が一部通行止め

## 投資面_ ①老朽化対策の先行実施

将来の事故・漏水を未然に防ぐため、年1回の点検パトロールと量水器取替時の漏水調査を中心に、老朽化対策を実施。

**1 対象を絞り込む**

点検マニュアル・修繕計画に基づき、老朽管・漏水リスクの高い管路を抽出

**2 年1回パトロール**

路面・弁栓・周辺状況を確認し、異常の兆候を早期に把握

**3 修繕・更新へ反映**

点検結果を踏まえ、修繕判断と更新優先度を決定

**+α 量水器取替の機会を活用した漏水調査**

検定満期の量水器を取り替える際に、周辺の漏水状況も併せて確認。
漏水の早期発見と二次被害の抑制につなげる。

→ 漏水率1%未満を実現（全国平均約7%）

## 投資面_ ②災害に強い水道づくり

地震などの自然災害により水道も大きな被害を受けている。

### 主な地震と水道の被害状況

| 地震名 | 発生日 | 最大震度 | 断水戸数 | 最大断水日数 |
|---|---|---|---|---|
| 東日本大震災 | 平成23年3月11日 | 7 | 約256.7万戸 | 約5ヶ月（津波地区等除く） |
| 熊本地震 | 平成28年4月14・16日 | 7 | 約44.6万戸 | 約3ヶ月半（家屋等損壊地域除く） |
| 能登半島地震 | 令和6年1月1日 | 7 | 約13.6万戸 | 約5ヶ月（建物倒壊地域等を除く） |

出典：水道施設の耐震化の推進（国土交通省HP）

# 投資面_ ②災害に強い水道づくり

岩手県一関市　配水池被害

出典：東日本大震災水道施設被害状況調査報告書（平成23年度災害査定資料整理版）

石川県輪島市　送水管被害

出典：第１回　上下水道地震対策検討委員会　資料4（国土交通省HP）

地震などの自然災害等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要。

# 投資面_ ②災害に強い水道づくり

高浜市では、災害に強い水道づくりのため、配水場、管路の耐震化を推進してきた。

## 配水場

- 2008年度に耐震工事完了
→配水場耐震化率100%

高浜配水場

吉浜配水場

## 管路

- 非耐震管を中心に更新投資を継続

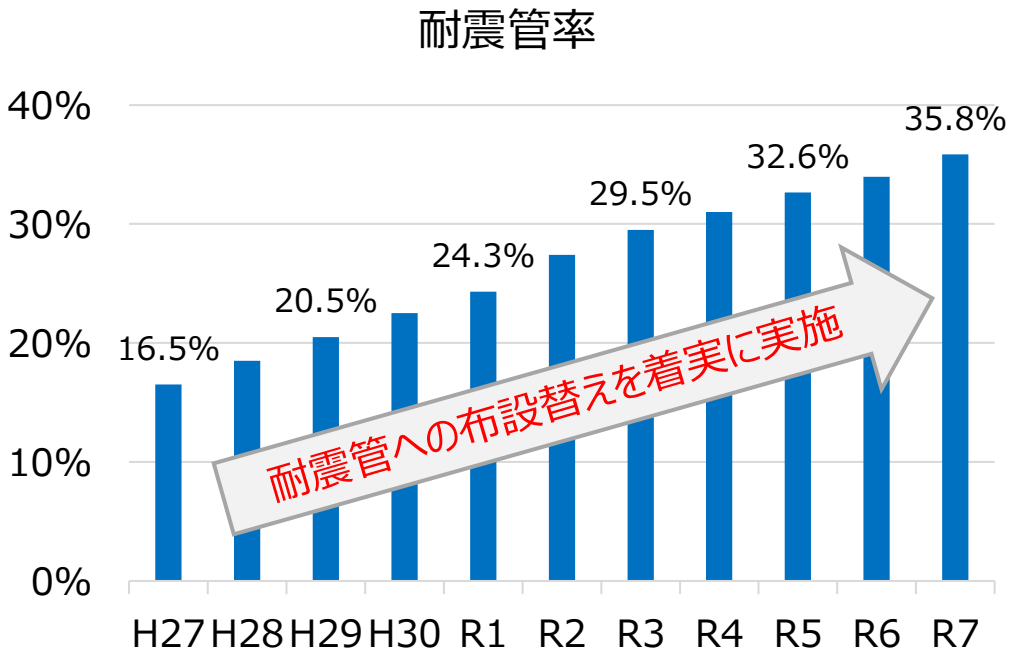


※耐震管延長/配水管延長 で算定

# 高浜市水道事業の施設面の状況

| 指標 | 算定式 | 意味 |
|---|---|---|
| 管路更新率 | 当該年度に更新した管路延長/管路延長×100 | 更新した管路延長の割合。管路の更新ペースや状況を把握できる。数値が高いと更新が進んでいることを示す。 |

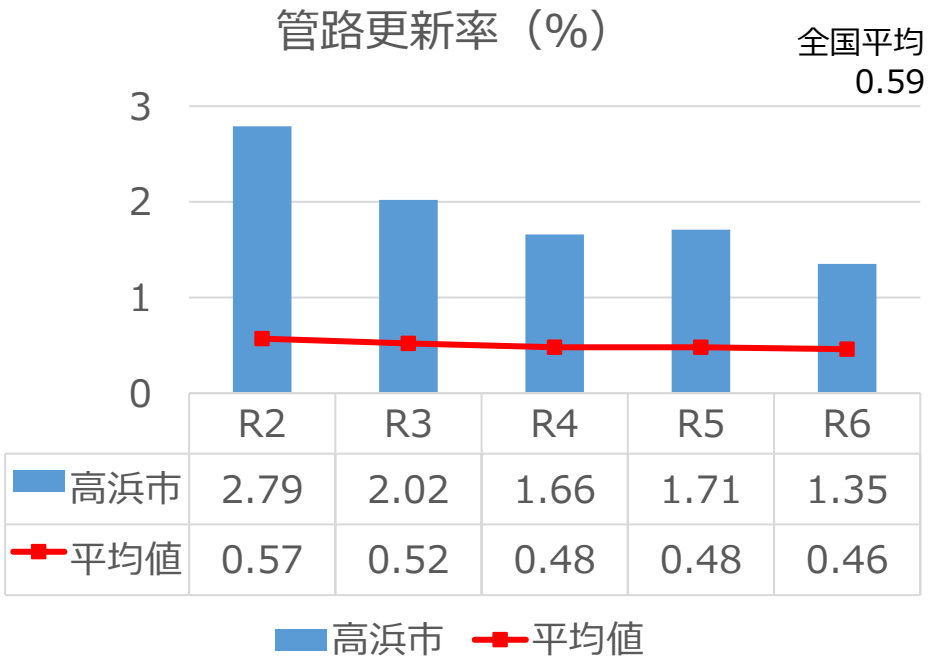


- R7年度高浜市数値は、1.87%
- R6年度では、類似団体0.46%を上回り、類似団体と比較し、将来の事故リスク低減に向けた投資が進んでいる状況。
- ただし、高い更新率を維持するためには継続的な財源確保が必要。

※赤線の類似団体平均値とは、本市と給水人口規模が同じ分類（3万人以上5万人未満）となった全国の水道事業体の平均値を指す。

出典：経営比較分析表（令和6年度決算）、令和7年度高浜市水道事業会計決算書

# 高浜市水道事業の施設面の状況

| 指標 | 算定式 | 意味 |
|---|---|---|
| 管路経年化率 | 法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100 | 法定耐用年数を超えた管路延長の割合。管路の老朽化度合い。数値が高いほど老朽化している管路が多いことを示す。 |

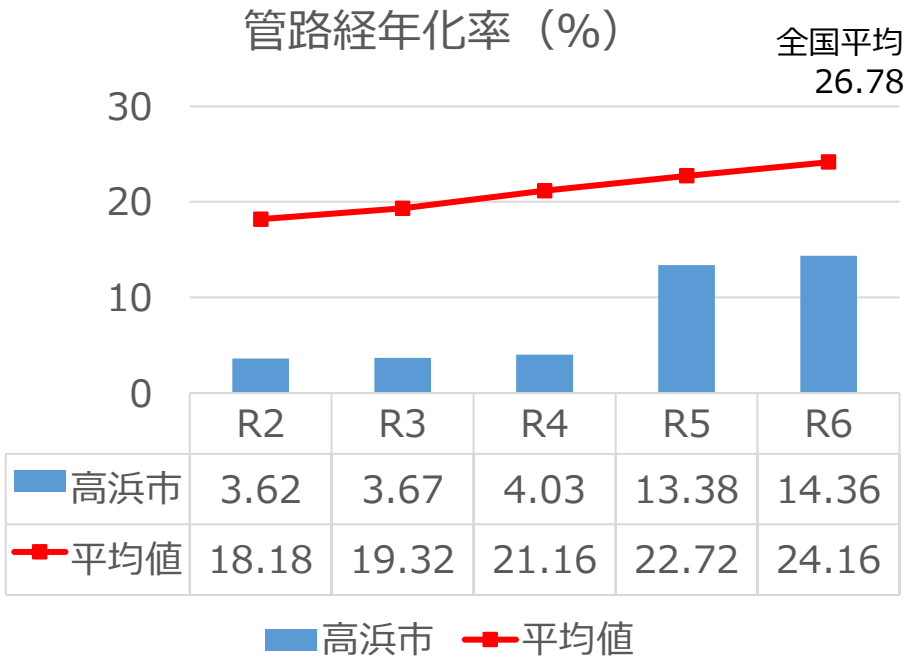


- R7年度高浜市数値は、15.57%
- R6年度では、類似団体24.16%を下回り、類似団体と比較し、老朽化は抑えられている状況。
- ただし、近年増加傾向にあり、今後さらに老朽化が進行する見込み。

（R15末時点見込み29.75%）

※赤線の類似団体平均値とは、本市と給水人口規模が同じ分類（3万人以上5万人未満）となった全国の水道事業体の平均値を指す。

出典：経営比較分析表（令和6年度決算）、令和7年度高浜市水道事業会計決算書

# 経営面_③効率的な経営

## 民間業務委託

| 窓口業務 | 検針業務 | 開閉栓等業務 |
| --- | --- | --- |
| • 受付業務<br>• 水道料金関連データの処理業務<br>• 口座振替データ処理業務<br>• 水道料金納付書発送業務 | • 量水器の検針業務<br>• 検針結果報告業務<br>• 量水器の故障、障害物積載等についての報告 | • 量水器の開閉栓業務 |

# 経営面_ ③効率的な経営

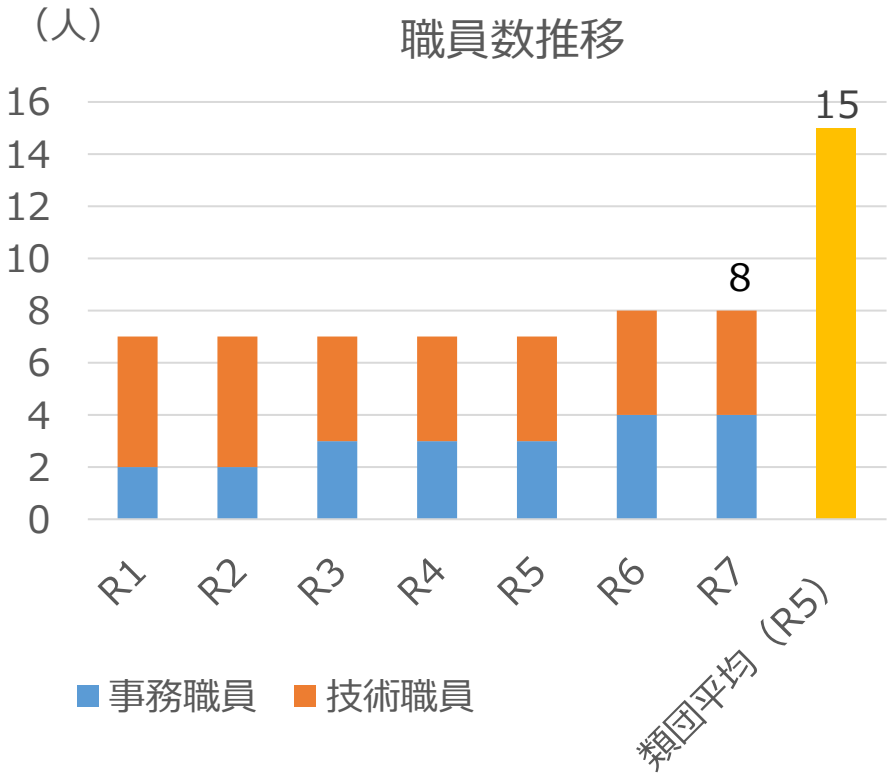


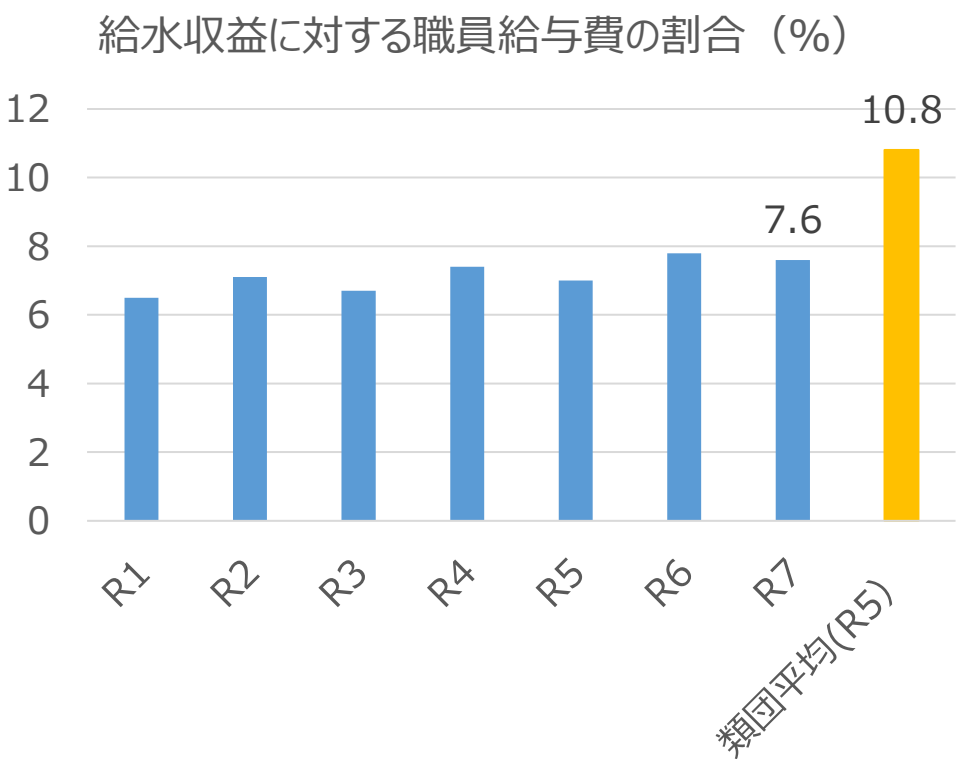


- 類似団体平均職員数15人※より少ない職員で、業務を実施。
- 職員給与費の給水収益に占める割合は、類似団体の平均より低い。

※水道統計(R5)の給水人口4.5万以上5万人以下の団体から集計

→業務の効率化により、類似団体平均より少数の職員で対応してきた。

# 経営面_ ③効率的な経営

## 施設効率を意識した経営

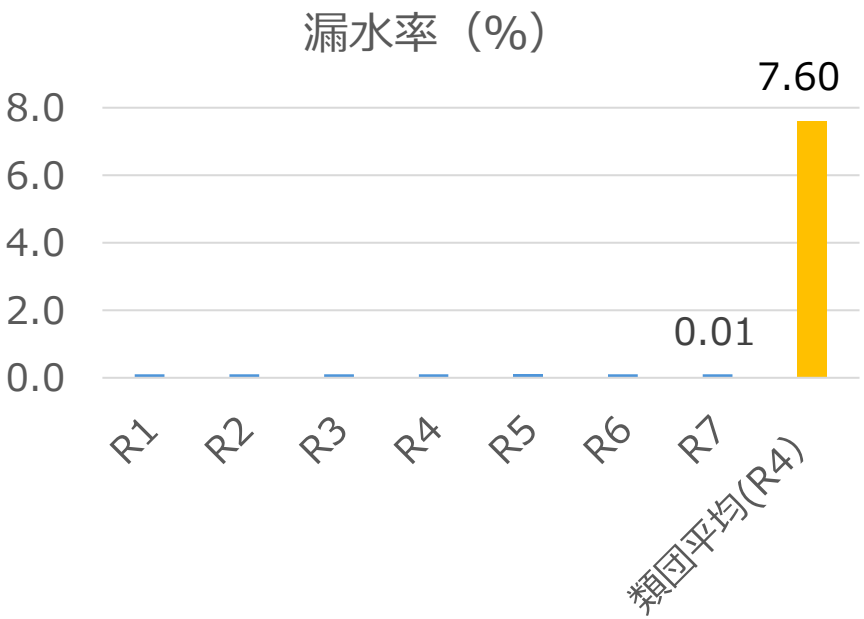


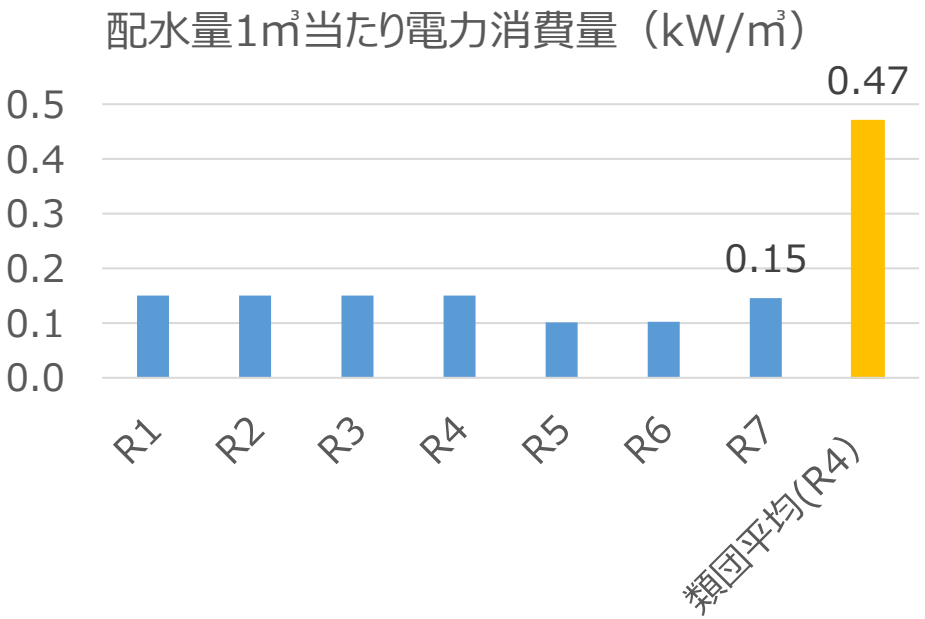


- 類似団体平均7%程度に対し、1%未満の漏水率であり、効率的な施設運営を実現

- 省エネ機器（配水ポンプ等）への更新により類似団体平均より効率的な運営を実現
- 入札による電力契約の見直しを実施

**→ これらの経営効率化の取組により、平成14年度以降23年間にわたり、料金改定を実施せず事業運営を続けることができた。**

# 高浜市水道事業の経営の収益性、効率性

| 指標 | 算定式 | 意味 |
|---|---|---|
| 経常収支比率 | 経常収益/経常費用 ×100 | 料金収入などの収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す。100%超だと黒字経営。 |

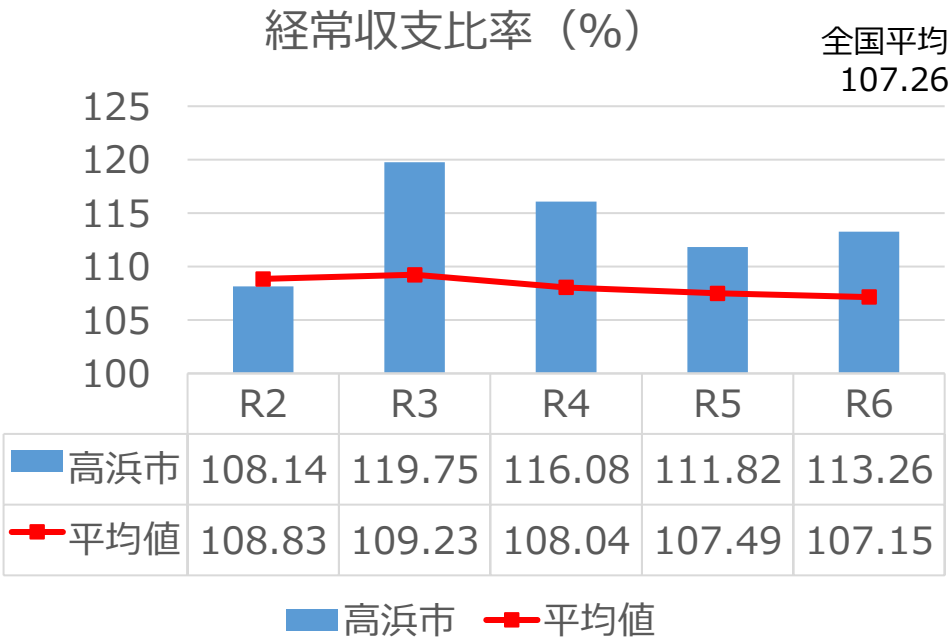


- R7年度高浜市数値は、111.56%
- R6年度では、類似団体107.15%を上回り、料金収入などで必要な費用を賄え、黒字経営を維持している状況。
- ただし、将来の更新投資増加や水需要減少までは反映していない。

※赤線の類似団体平均値とは、本市と給水人口規模が同じ分類（3万人以上5万人未満）となった全国の水道事業体の平均値を指す。

出典：経営比較分析表（令和6年度決算）、令和7年度高浜市水道事業会計決算書

# 高浜市水道事業の経営の収益性、効率性

| 指標 | 算定式 | 意味 |
|---|---|---|
| 給水原価 | {経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入}/年間有収水量 | 有収水量1㎥あたりについて、どれだけ給水のための費用がかかっているかを示す。 |

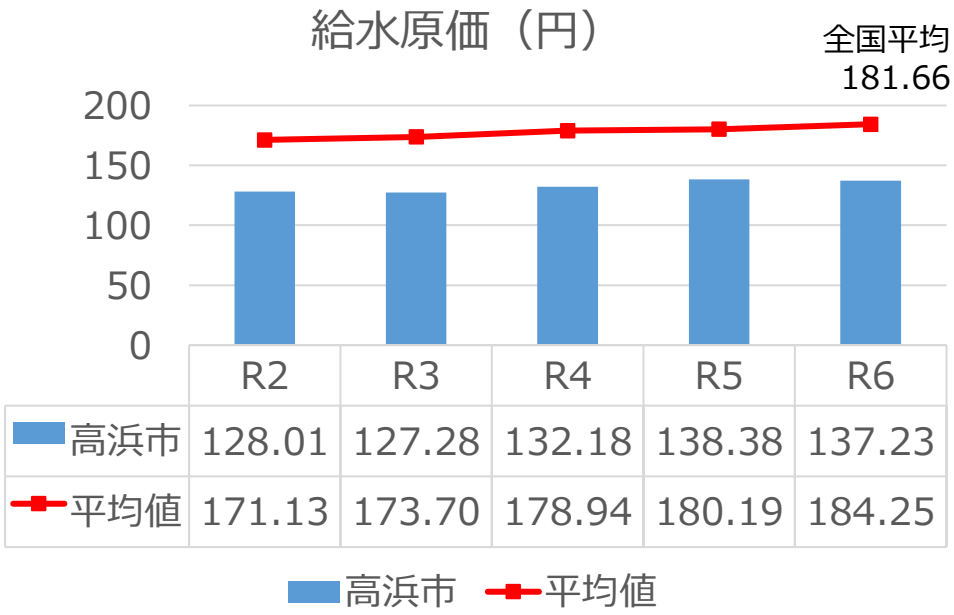


- R7年度高浜市数値は、140.17円
- R6年度では、類似団体184.25円を下回り、類似団体と比較し、水を1㎥供給するコストは比較的低く、効率性の高い状況。
- ただし、今後の更新投資の増加に伴いコスト上昇の可能性がある。

※赤線の類似団体平均値とは、本市と給水人口規模が同じ分類（3万人以上5万人未満）となった全国の水道事業体の平均値を指す。

出典：経営比較分析表（令和6年度決算）、令和7年度高浜市水道事業会計決算書

# 経営面_ ④借金に頼りすぎない経営

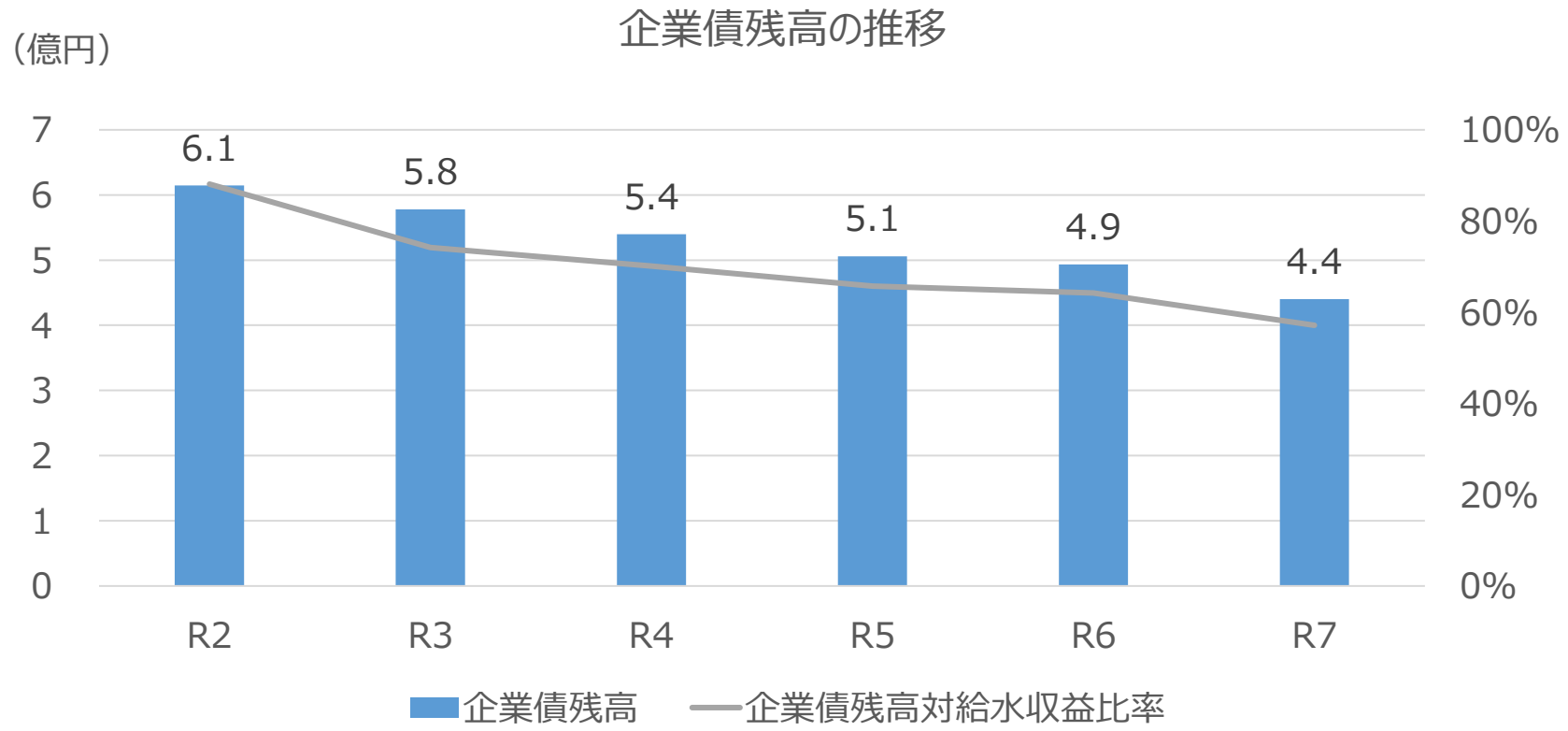


- 企業債残高は、減少傾向にあり、給水収益に占める企業債残高の割合も類似団体と比較し、低い。

→ 将来世代への負担も配慮し、経営を実施してきた。

# 高浜市水道事業の経営の健全性

| 指標 | 算定式 | 意味 |
|---|---|---|
| 企業債残高対給水収益比率 | 企業債残高/給水収益×100 | 給水収益に対する企業債残高の割合。企業債残高の規模を示す。数値が高いほど、企業債依存度が高い。 |

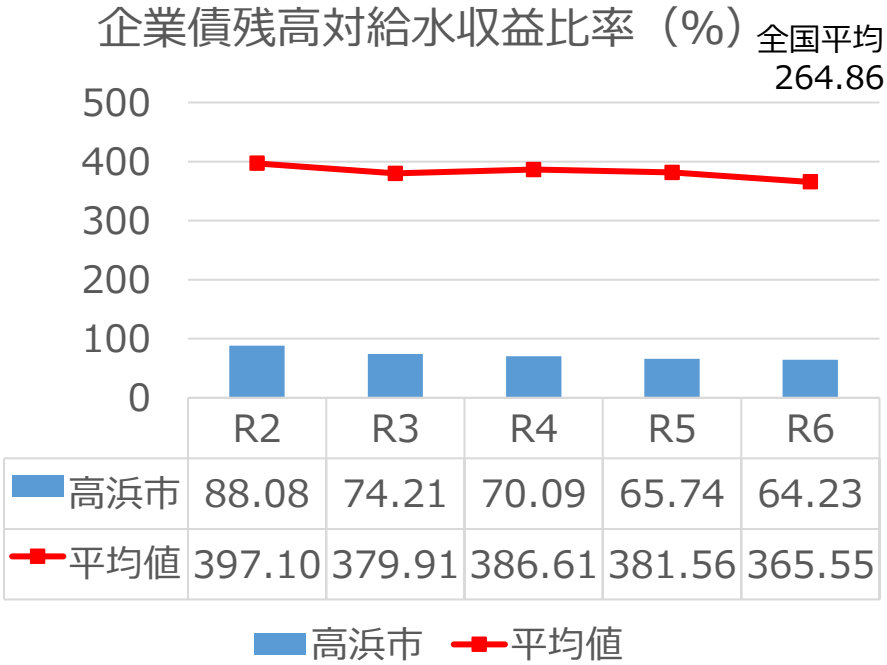


- R7年度高浜市数値は、57.12%
- R6年度では、類似団体365.55%を大きく下回り、企業債への依存しすぎない経営を実施。
- ただし、今後更新需要の増大により、これまでより多くの企業債の発行が必要になる見込み。

※赤線の類似団体平均値とは、本市と給水人口規模が同じ分類（3万人以上5万人未満）となった全国の水道事業体の平均値を指す。

出典：経営比較分析表（令和6年度決算）、令和7年度高浜市水道事業会計決算書

# 高浜市水道事業の現状のまとめ

23年間、料金を据え置きながら経営努力で事業を維持

**23年前**

**施設整備を着実に実施**

老朽化対策・耐震化など優先度の高い工事を推進

**これまで**

**料金を据え置き**

継続的な経営努力により、今日まで料金改定せずに健全経営を維持

**これから**

**今後は負担が増加**

更新需要と物価は上昇するが、料金収入の伸びは限定的

現在の料金水準のままでは、
必要な更新投資の先送りなど、将来の安定給水に影響するおそれ

➡詳しい将来見通しは、第3章で説明

# 3 将来の収支見通し

# 給水人口と有収水量の見通し

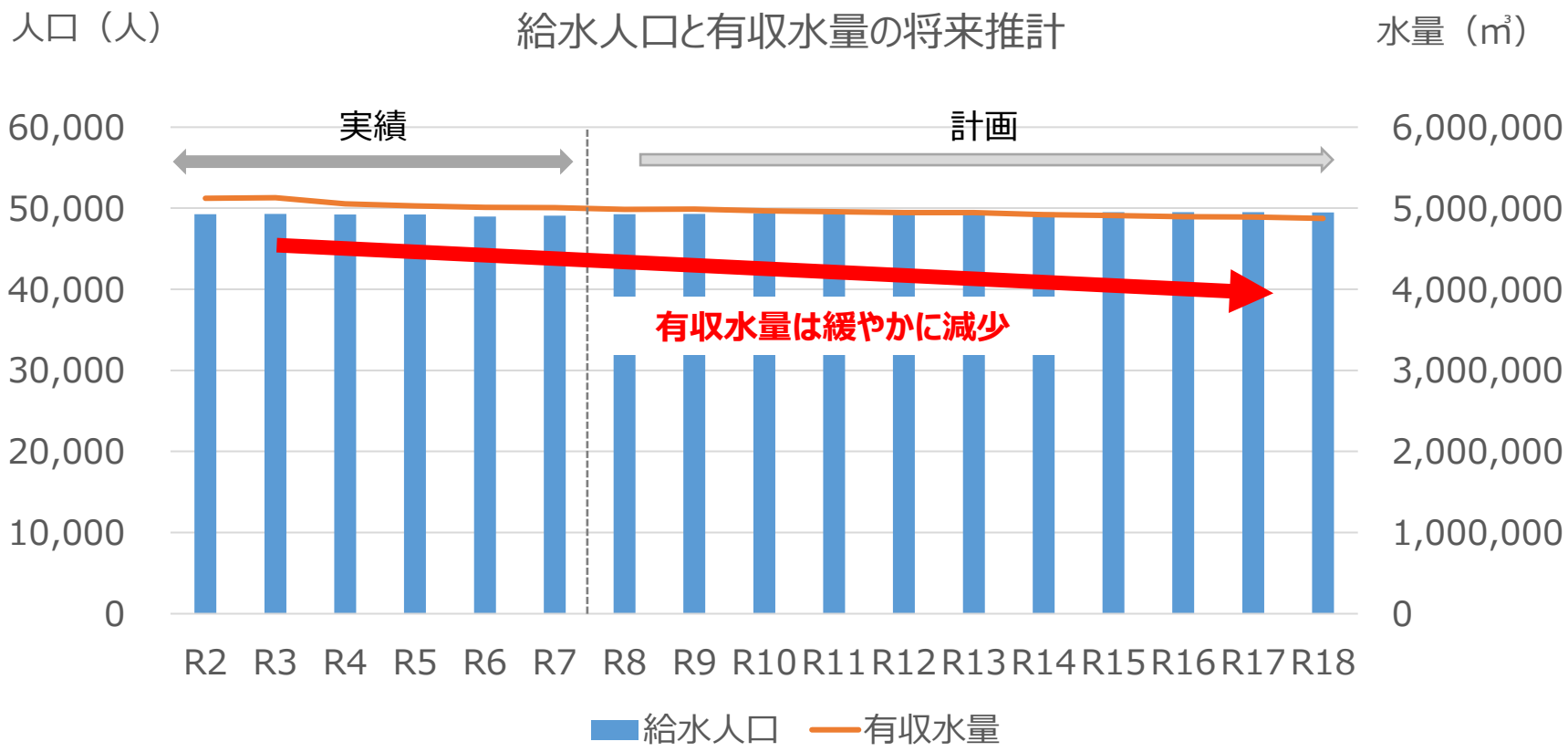


- 給水人口はおおむね横ばいで推移すると見込まれるものの、市民の節水意識の向上などにより、有収水量は緩やかに減少していくと見込まれる。

# 建設改良費の見通し

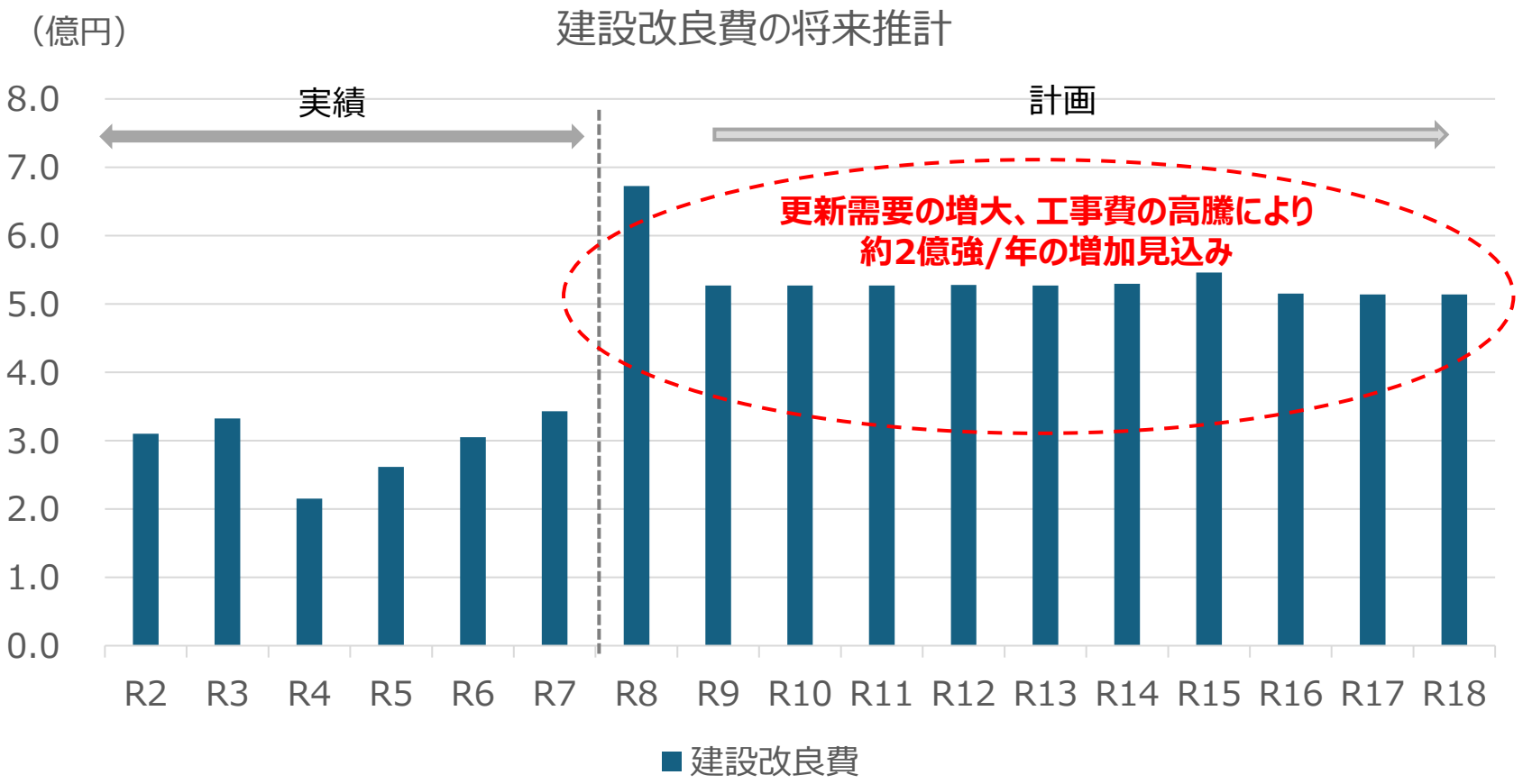


- 老朽化・耐震化対策の推進に伴う更新需要の増加に加え、資材価格や労務費の上昇により、建設改良費は大幅に増加すると見込まれる。

## 費用の見通し

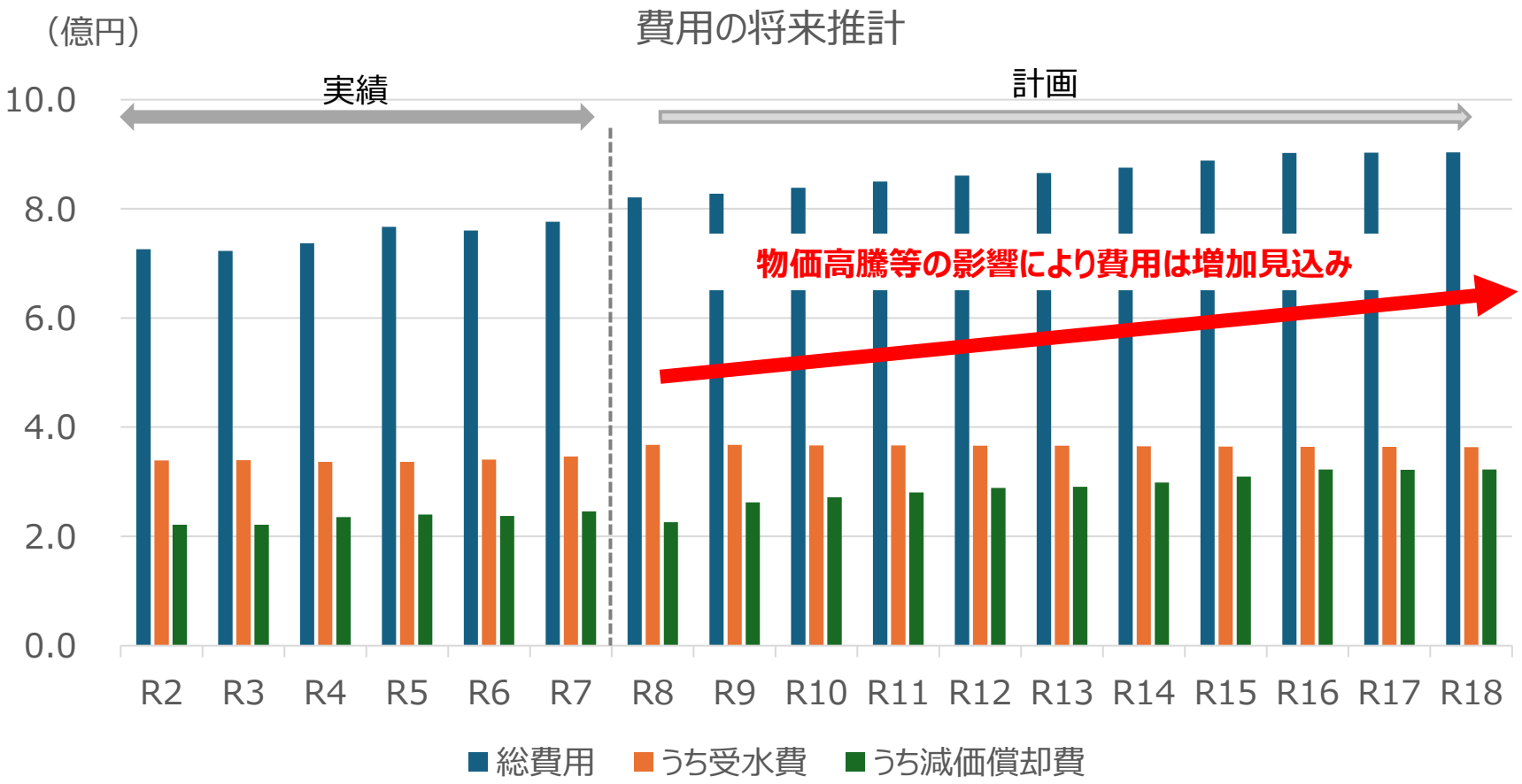


- 県営水道の値上げによる受水費の増加、施設更新に伴う減価償却費の増加などにより、維持管理費も増加が見込まれる。

# 将来収支見通し_収益的収支

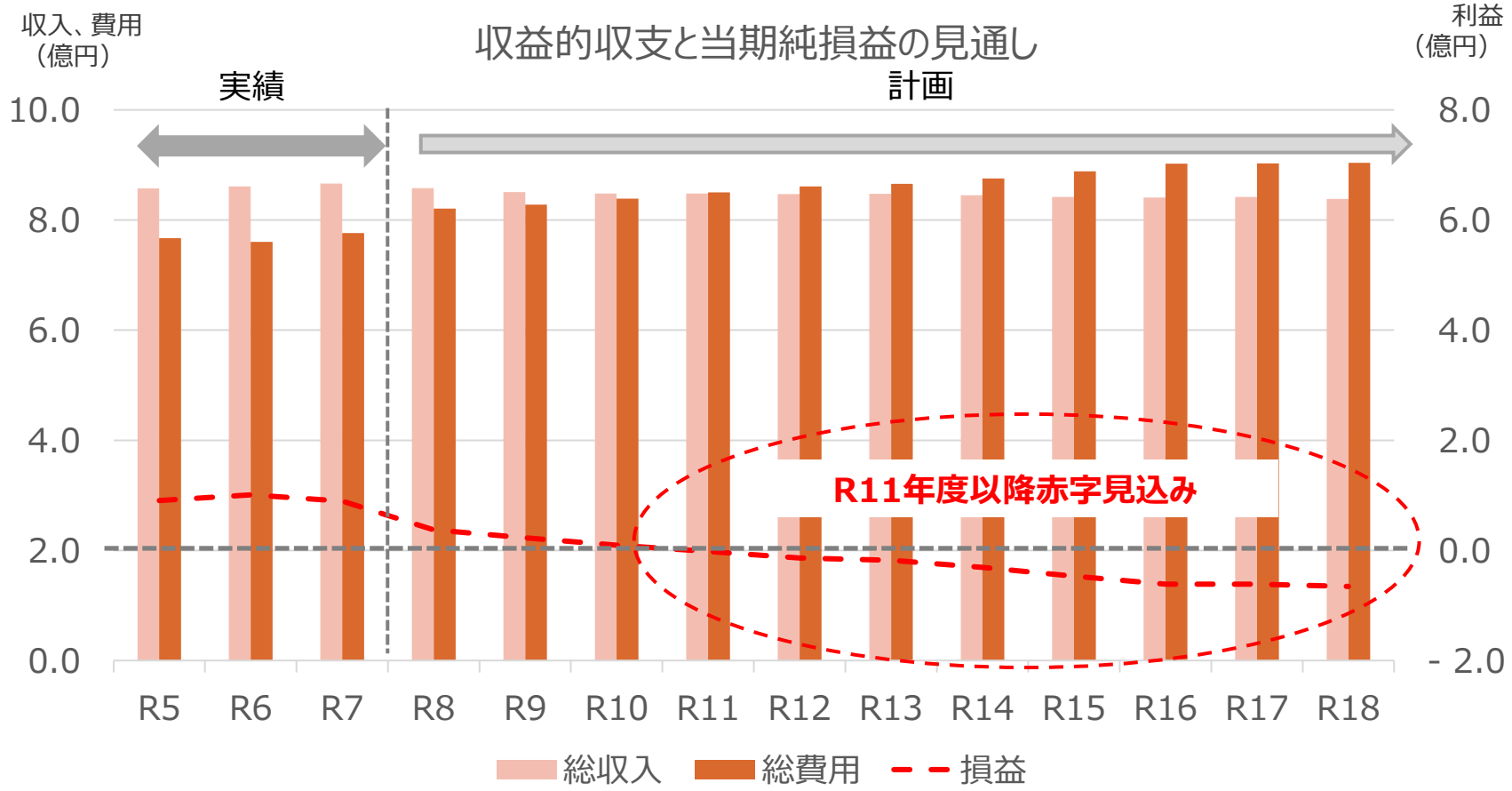


- 収入は大きな増加を見込みにくい一方で、物価高騰等により費用は上昇傾向
- R11年度に赤字に転じ、その後赤字幅が大きくなる見込み

**→安定経営に課題**

# 将来収支見通し_資本的収支

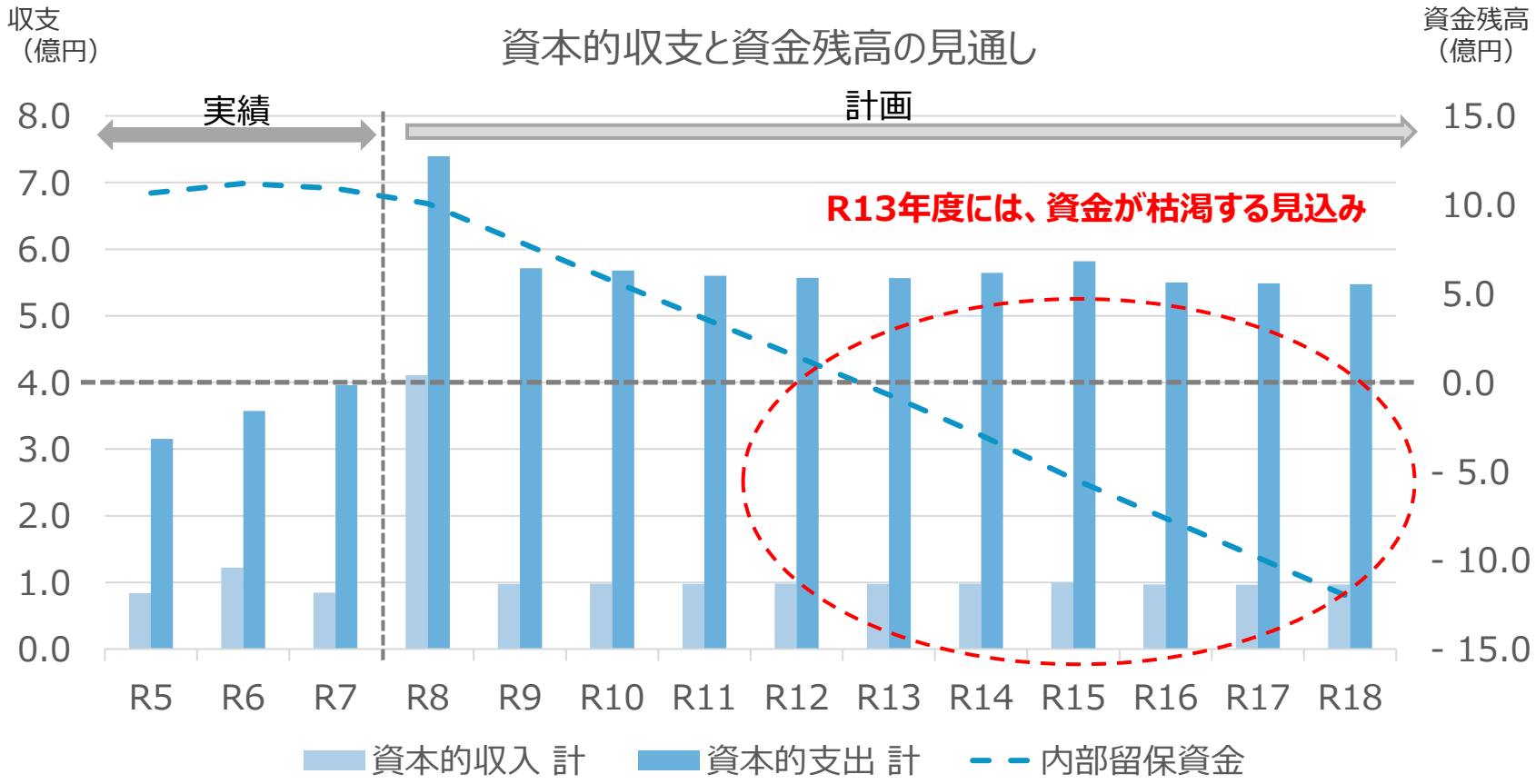


- 更新投資による資金需要が増加し、内部留保資金はR13年度に枯渇する見込み

**→災害対応や突発的修繕への備えが課題**
**→将来的な資金確保の検討が必要**

## 将来見通しからみた経営上の課題のまとめ

今後は収入が伸びにくい一方、費用と更新需要は増加

**料金収入**
大幅な増加は見込みにくい

**維持管理費**
物価高騰などで増加する見込み

**更新投資**
老朽化・耐震化で増加する見込み

**現在の料金水準のまま推移した場合**

令和11年度：赤字発生
令和13年度：内部留保資金が枯渇

**必要な工事を行い、安全・安心な水を安定して供給するため、**
**料金改定の検討が必要**

# 4 料金改定率の検討

# 水道料金改定の一般的な流れ

総括原価の算定

料金体系の設定

**ステップ1**
財政計画の策定

第1回、2回審議会

- 将来の水需要予測の算定
- 事業計画に基づく将来の財政収支のシミュレーション

**ステップ2**
料金水準の算定

**第2回審議会**

- 料金算定の手法の決定
- 料金算定期間の設定
- 総括原価の算定
- 料金改定率の決定

本日の審議事項

**ステップ3**
料金体系の設定

第3回審議会

- 料金体系決定における検討方針の説明
  - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
  - ② 基本料金の設定
  - ③ 水量区画の設定
  - ④ 口径別の従量料金の設定
  - ⑤ 用途別料金の設定

**ステップ4**
料金表（案）の確定

第4回審議会

- 各種検討事項の説明
- 料金表案のパターン提示

## 料金改定率の決定にあたり検討が必要な事項

**●料金改定時期**
いつ料金改定を実施するか

→ 令和10年4月

**●料金算定期間**
何年間を対象に料金を算定するか

→ 5年間（令和10年～令和14年）

**【審議事項】**
**●料金改定率**
将来の事業運営に必要な料金水準を、どの程度見込むか

→ 経営目標、企業債残高、次回改定時期（※）をふまえた上で、料金改定率について審議する

（※）次回料金改定の時期は、現時点の見込みであり、今後の投資計画の見直し等により変更となる可能性がある。

# 4. 料金改定率の検討

## 料金改定時期について

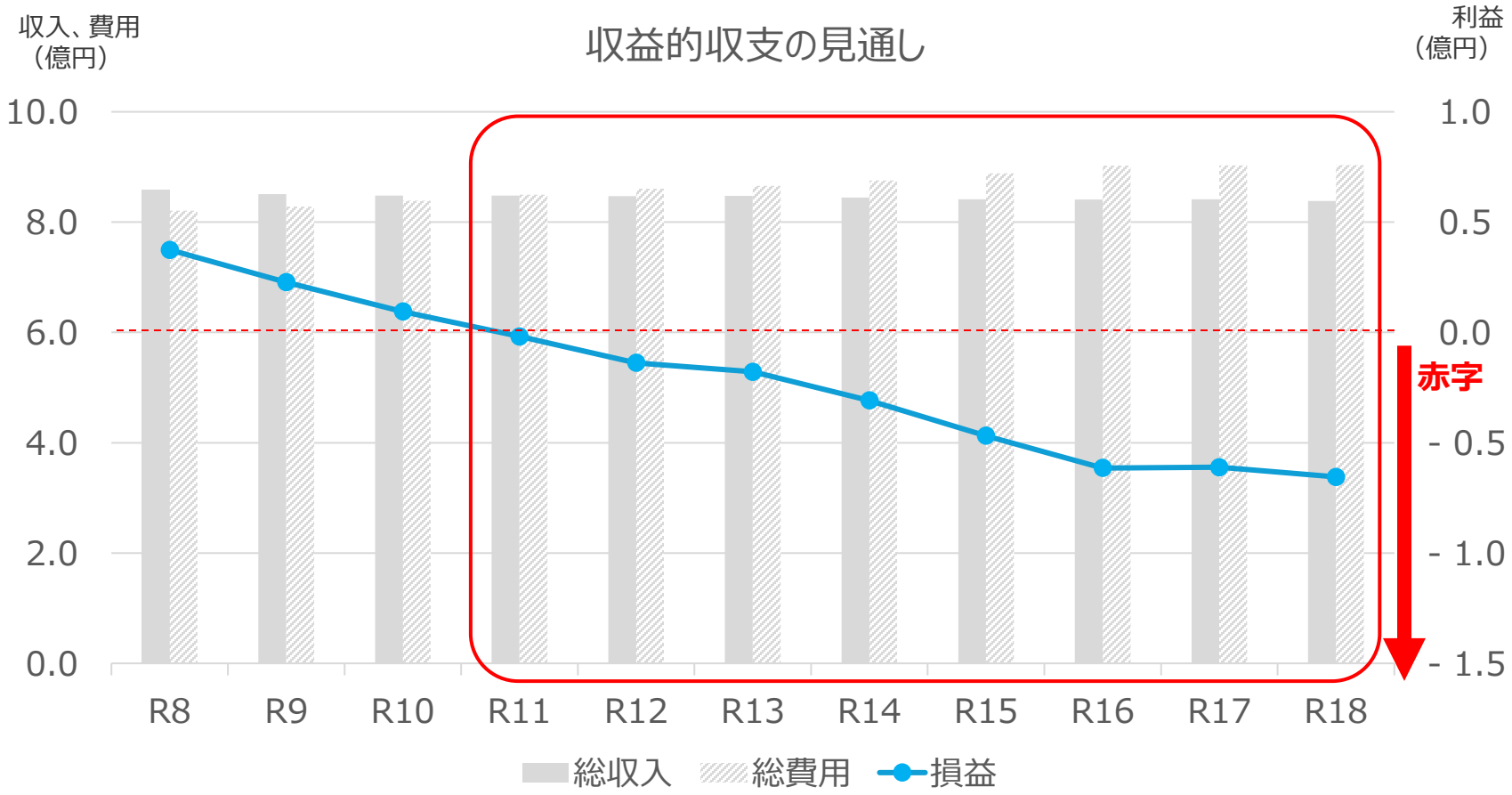


現行の料金水準では、令和11年度以降に収支バランスが悪化し、安定経営に課題が生じる見込みであることを勘案し、令和10年4月に料金改定を行う。

# 料金改定時期について

## 今後のスケジュールと料金改定時期

| R8 | | | R9 | | | | | | | | | | | R10 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |

**R8年10月** 第2回　水道料金改定の必要性及び改定率の検討　今回

**R9年1月** 第3回　水道料金体系の方針の検討

**R9年3月** 第4回　水道料金体系の検討

**R9年6月** 第5回　答申案の確認

**R9年9月** 議会審議

**条例改定**

**住民への周知**

**R10年4月 料金改定**

料金算定期間について

## 料金算定期間とは

- 料金水準を計算するにあたり、将来の費用と水需要を見込む期間。
- 料金の安定性や原価把握の妥当性等の観点から、おおむね3～5年を基準に設定するとされている。（『水道料金算定要領』より）

## 料金算定期間の考え方

- 料金算定期間の設定には、短期間および長期間のいずれにもメリットとデメリットがある。
- 事業体の経営状況に応じて、適切な期間を設定する必要がある。

# 料金算定期間について

## 料金算定期間のメリット・デメリット

| | ３年 | ５年 |
|---|---|---|
| 原価や需要の的確な把握 | ○ 物価上昇や水需要の予測誤差を抑えやすい | △ 長期になるほど将来予測の不確実性が高まる |
| 経営改善効果の反映 | ○ 経営改善の実績を早く反映できる | △ 経営改善の実績を料金に反映するまでに時間を要する |
| 料金改定の検討頻度 | △ 改定頻度が多くなる | ○ 改定頻度を抑えやすい |
| 次回の料金改定率 | △ 利益が減少傾向の場合、次の料金改定率が高くなる可能性がある | ○ 利益が減少傾向の場合、早期に必要な改定を行うことで将来の負担増を抑えることができる。 |
| 改定効果の分析期間 | △ 直近の改定効果を分析できずに、次回の改定を検討することになる | ○ 直近の改定効果を分析した上で、次回の改定を検討できる |

一般的に、料金改定は1～2年の分析期間が必要となる。算定期間3年とした場合、直近の改定効果を分析できずに次回の改定を検討することになる。

## 料金算定期間について

**水道料金算定期間のイメージ**

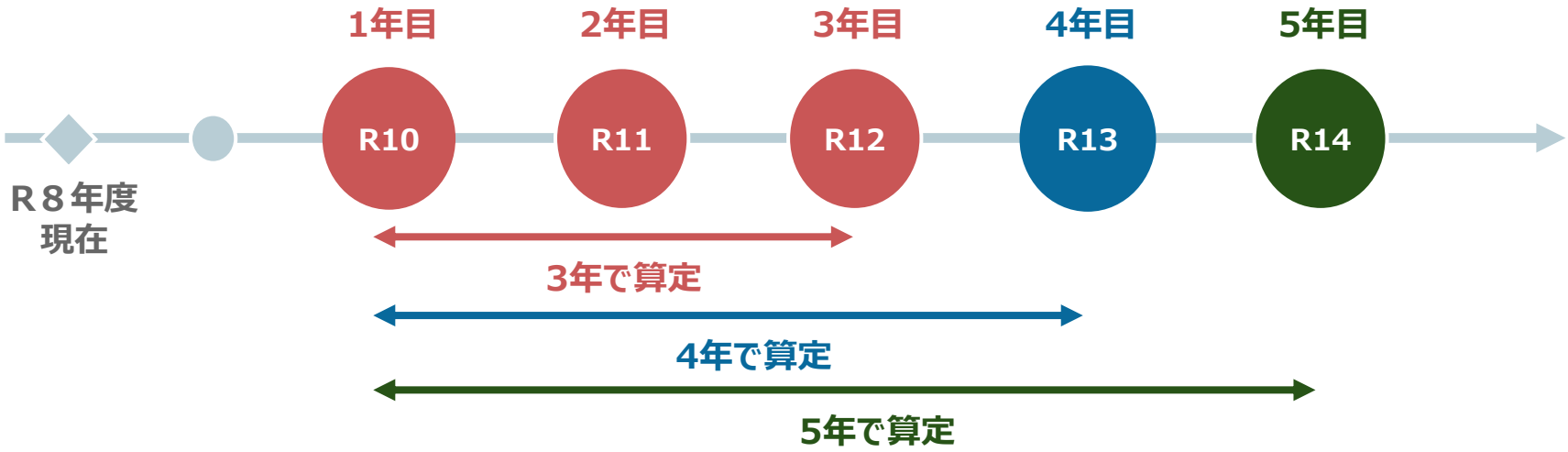


- 将来の費用増加や水需要の減少を見込み、必要な料金収入をあらかじめ確保することで、料金改定後の経営の安定性を維持するとともに、短期間での料金改定を繰り返すことを避けるため、算定期間を5年とする。

# 料金改定率について

**料金改定率算定の前提条件**

料金改定率は、2つの経営目標を達成する水準で試算する。

| 収益的収支 | 内部留保資金残高 |
| --- | --- |
| • 計画期間内において、事業運営の健全性を継続できることが必要。 | • 最低限必要となる資金の目安は、事業収益に対して 3～4 ヵ月分とされている。（※１）<br>• 大規模災害時の断水解消までの期間は最長で約5か月である。（※２）<br>• 高浜市の類似規模団体においては、給水収益の1年～1.5年分の資金残高を確保している団体が最も多い。 |
| 料金算定期間（令和10～令和14年度）にわたって黒字を確保する | 料金算定期間末（令和14年度）に、8億円（給水収益の約1年分）を運転資金として保持する |

※１　出典：財政計画に係る論点（資料編）（平成26年3月7日）（総務省HP)
※２　出典：水道施設の耐震化の推進（国土交通省HP）

# 料金改定率について

## 将来の企業債の発行額について

- 仮に当初予定していた企業債発行額で、前ページの目標を達成するように料金改定を行うと、全体で30%の改定が必要
- 現在および将来の利用者間における負担の公平性を考慮し、企業債の発行額を増額した2パターンも加えた3案で検討する
- 投資額（建設改良費）は3案とも25ページの将来推計を使用する

## 料金改定率3案の比較

| 案１ | 案２ | 案３ |
|---|---|---|
| ＋30%改定 | ＋25%改定 | ＋20%改定 |
| 企業債残高※1<br>7.3億円<br>（建設改良費の約8%<br>約4,200万円/年）※2 | 企業債残高※1<br>9.5億円<br>（建設改良費の約14%<br>約7,400万円/年） | 企業債残高※1<br>11.7億円<br>（建設改良費の約20%<br>約1億500万円/年） |

※1令和15年度末時点 ※2現行の水準

# 料金改定率について

## 企業債発行のメリット･デメリット

| | | 案１<br>＋30% | 案２<br>＋25% | 案３<br>＋20% |
|---|---|---|---|---|
| | 経営の安定性<br>（事業の持続可能性） | ○ | | △ |
| | | 返済不要な財源を確保し、元利償還負担を抑えることで財政基盤の安定性を高める | | |
| 世代間の負担の公平性 | 料金改定時点の利用者への負担 | △ | | ○ |
| | | 改定率が大きくなるほど負担が大きくなる | | |
| | 将来の利用者への負担 | ○ | | △ |
| | | | | 企業債の発行額が大きくなるほど将来世代の元金償還や利息の負担が大きくなる |
| | 企業債残高対給水収益比率※1 | 74.7% | 101.1% | 129.7% |

※1令和15年度末時点

# 料金改定率について

## 当年度純利益と資金残高の推移

※内部留保資金は、将来の施設更新や災害対応等に備えるための財源であり、8億円を上回っていることをもって、直ちに資金残高が過大であるとはいえない。

**案１ ＋30%**

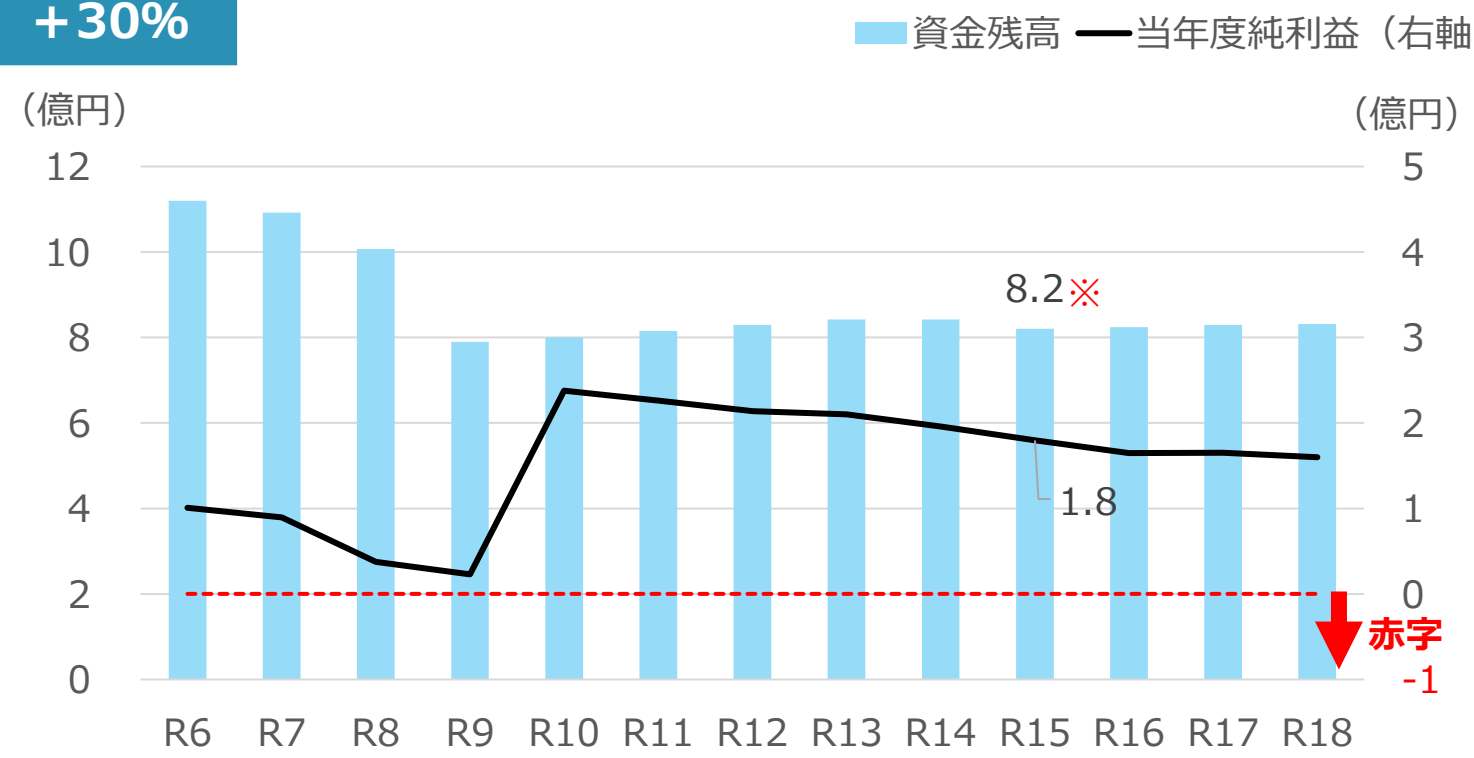


- 内部留保資金残高は、当面の間8億円を上回る見込みである
- 今後の物価上昇や受水費改定等の影響によっては、次回料金改定が早まる可能性がある

# 料金改定率について

## 当年度純利益と資金残高の推移

**案２ ＋25%**

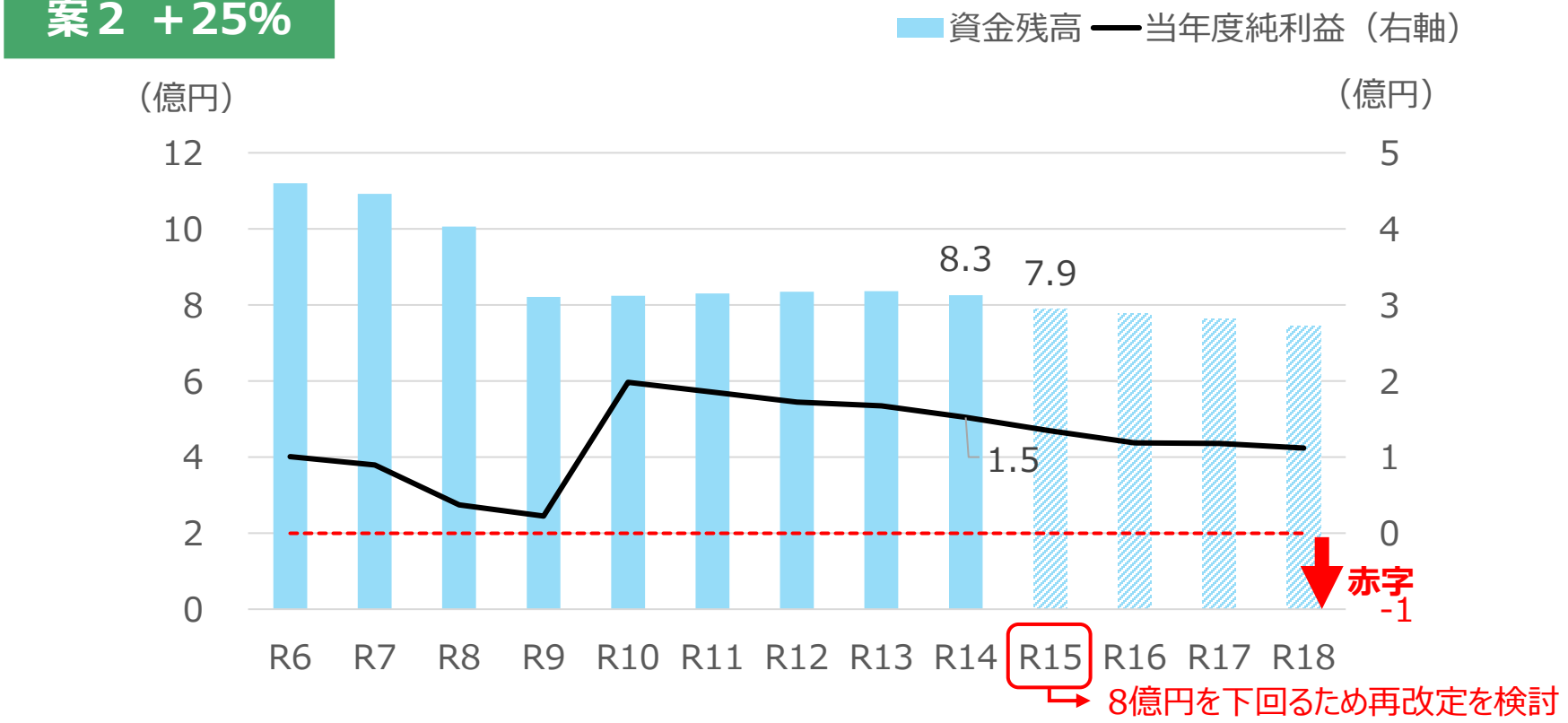


- 令和15年に内部留保資金残高が8億円を下回る
- 今後の物価上昇や受水費改定等の影響によっては、次回料金改定が早まる可能性がある

# 料金改定率について

## 当年度純利益と資金残高の推移

**案３ ＋20%**

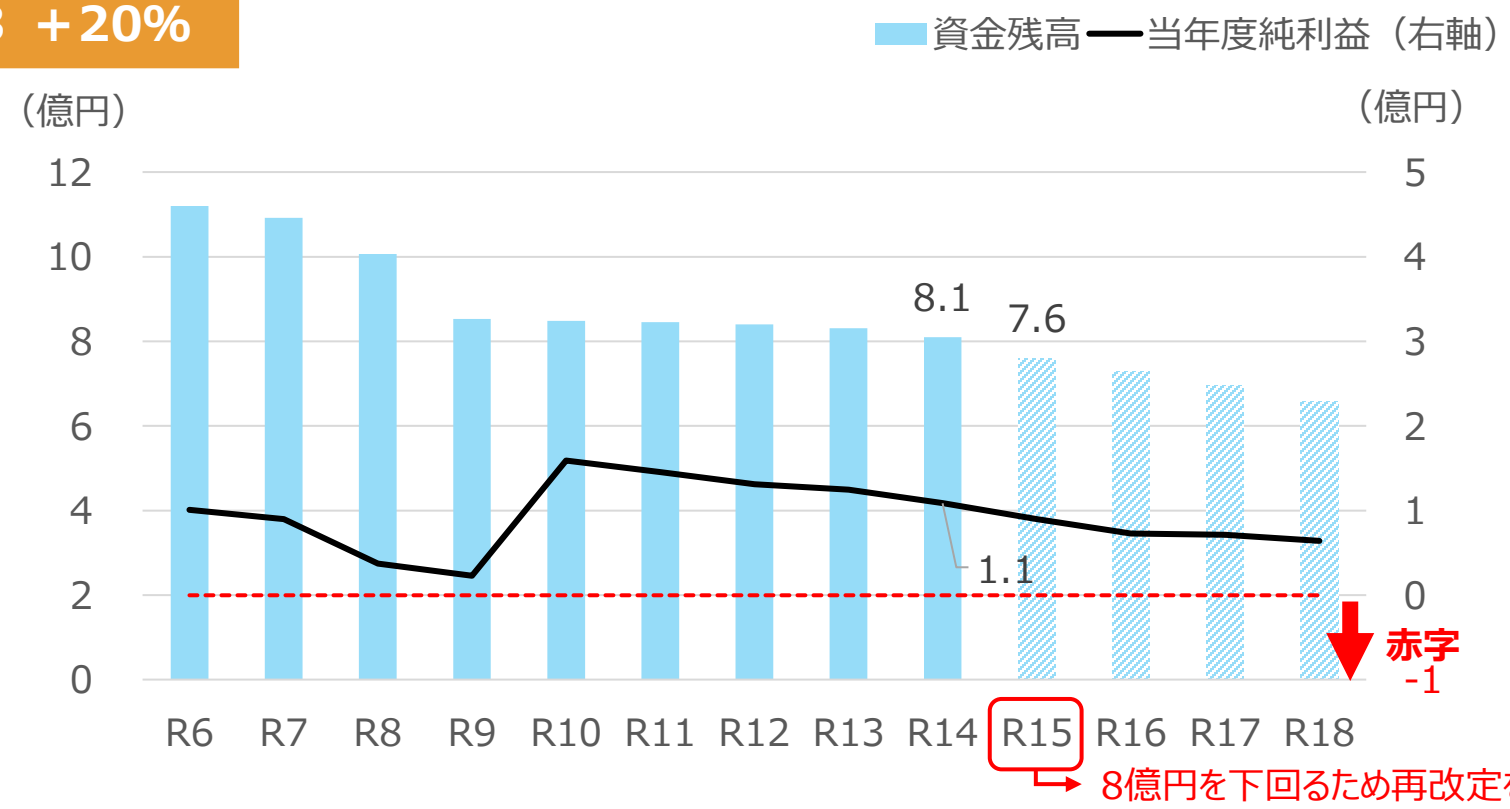


- 令和15年に内部留保資金残高が8億円を下回る
- 今後の物価上昇や受水費改定等の影響によっては、次回料金改定が早まる可能性がある

# 料金改定率の検討に向けた論点（まとめ）

## 本日ご審議いただきたい事項

- 料金算定期間と料金改定率

| | 案１ | 案２ | 案３ |
|---|---|---|---|
| 料金改定率 | 30% | 25% | 20% |
| 企業債残高※ | 7.3億円 | 9.5億円 | 11.7億円 |
| 企業債残高※<br>対給水収益比率 | 74.7% | 101.1% | 129.7% |

※令和15年度末時点

**ポイント**

✓ 返済不要な財源を増やすことで、経営の安定性を高める（持続可能性）
✓ 起債額を増やすと、今回の料金改定率が抑えられる一方、利息や元利償還など負担を将来に先送りすることになる。（世代間での負担の公平性）

# 5 今後のスケジュールについて

# 今後の審議会スケジュール

| 回 | 開催日 | 目的 |
|---|---|---|
| 第1回 | R8/8/17 | 高浜市水道事業の概要と経営状況の共有 |
| 第2回 | R8/10/1 | 水道料金改定の必要性及び改定率の検討 本日 |
| 第3回 | R9/1/20 | 水道料金体系の方針の検討 |
| 第4回 | R9/3/23 | 水道料金体系の検討 |
| 第5回 | R9/6/25 | 答申案の確認 |

次回は、
本日決定された料金改定率をもとに、
水道料金体系の方針についてご審議いただきます。